

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} カブシキガイシャ ドリームホームアップ 株式会社 **ドリームホームアップ**
 住所 〒630-8106 奈良市佐保台西町95-1106
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 ^{ヨシ} ^{タカ} ^{ヨシ} ^{ツバ} 吉田喜次
 電話番号 TEL 0742-70-3290
 FAX番号 FAX 0742-70-3291
 メールアドレス info@dreamhomeup.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社ドリームホームアップ
住 所 〒630-8106 奈良市佐保台西町95-1106
代表者氏名 代表取締役 吉田喜次



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ ドリームホームアップ 株式会社ドリームホームアップ		
住 所	〒630-8106 奈良市佐保台西町95-1106		
フリガナ 代表者の氏名	ヨシダ ユキツグ 代表取締役 吉田喜次		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者の名称	有限会社ドリーム設備	株式会社ドリームホームアップ	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市佐保台西町95-1106
株式会社ドリームホームアップ

会社法人等番号	1500-01-004523	
商号	株式会社ドリームホームアップ	
本店	奈良市青山三丁目1番地13-401号	
	奈良市佐保台西町95-1106	平成28年 8月25日移転
		平成28年 8月25日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成8年11月18日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木建築設計施工並びに請負業 2. 水道施設工事業 3. 防水工事業 4. 大工・内装仕上工事業、塗装工事業 5. 左官工事業 6. 屋根工事業 7. 電気工事・電気通信工事業、管工事業 8. タイル・れんが・ブロック工事業 9. 鋼構造物工事業 10. 鉄筋工事業 11. 舗装工事業、造園工事業 12. ガラス工事業 13. 機械器具設置工事業 14. さく井工事業 15. 建具工事業 16. 上下水道衛生工事及びメンテナンス工事業 17. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業 18. 写真の撮影 19. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介 20. 前各号に付帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成23年12月13日変更 平成23年12月16日登記</p>	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	

奈良市佐保台西町95-1106
株式会社ドリームホームアップ

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成23年12月13日変更 平成23年12月16日登記
役員に関する事項	取締役 吉田喜次 平成26年8月18日重任 平成26年8月27日登記
	<u>奈良市青山三丁目1番地13-401号</u> 代表取締役 吉田喜次 平成26年8月18日重任 平成26年8月27日登記
	奈良市佐保台西町95番地グランスイート平城山1106号 代表取締役 吉田喜次 平成28年9月1日住所移転 平成29年2月27日登記
登記記録に関する事項	平成16年3月26日有限会社どりーむ設備を組織変更し設立 平成16年3月29日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和元年7月5日

奈良地方法務局
登記官

菊池寛之



定 款

株式会社 ドリームホームアップ

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 ドリームホームアップと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

土木建築設計施工並びに請負業

水道施設工事業

防水工事業

大工・内装仕上工事業、塗装工事業

左官工事業

屋根工事業

電気工事・電気通信工事業、管工事業

タイル・れんが・ブロック工事業

鋼構造物工事業

鉄筋工事業

舗装工事業、造園工事業

ガラス工事業

機械器具設置工事業

さく井工事業

建具工事業

上下水道衛生工事及びメンテナンス工事業

情報処理サービス業並びに情報提供サービス業

写真の撮影

不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介

前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする



第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の不所持の申し出)

第 7 条 株券の所持を希望しない株主は、当社所定の書式による申出書に株券を添えて、当社に申し出るものとする。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を希望しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 10 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。



(株券の再発行)

- 第12条 株券の分割、併合、毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。
- 2 株券の喪失により株券の再発行を請求するには、株券喪失登録の申請を行い、当該株券が無効となった日以降に、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手数料)

- 第13条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

- 第15条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

- 第16条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第17条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。但し、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

- 第18条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

- 第19条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

- 第20条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

- 第21条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

- 第22条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

- 第23条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

- 第24条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

- 第25条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第26条 取締役の任期は、就任後10年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。



(代表取締役及び役付取締役)

第27条

- 2 代表取締役は社長とする。
- 3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

第28条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第30条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第31条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第32条 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

本定款は当会社の現行定款に相違ありません。

平成 年 月 日

(本 店)

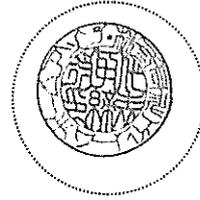
(商 号)

(代表取締役)

〒630-8106 奈良市佐保台西町95-1106

株式会社 **ドリームホームアップ**

代表取締役 **吉田喜次**



代表者印

(捺印)

